

かわまちづくり Q&A

この『かわまちづくり Q&A』は、「かわまちづくり」に関する制度や進め方、手続きなどを Q&A 形式で整理したものです。自治体、河川管理者、民間事業者、コンサルタントなど、かわまちづくりに関わる皆さまに、制度理解や計画作成の参考としてご利用いただけます。

なお、本 Q&A は今後も質問や事例を追加し、内容の充実を図っていきます。

目次

1. 「かわまちづくり」支援制度の概要

Q1.「かわまちづくり」支援制度では、どのような支援を受けられるのか	3
Q2.「かわまちづくり」支援制度を受けるための要件は何か	3
Q3.「かわまちづくり」支援制度の活用によってどのような効果が期待できるか.....	3
Q4.河川管理者が異なる河川区間においても、かわまちづくりの取組は可能なのか	4

2. 計画作成の手順

Q5.かわまちづくりを進める際に何から始めたらよいか	4
Q6.協議会の立ち上げメンバー(構成・役割分担)が知りたい	4

3. 計画作成の内容

Q7.「安全な河川利用に向けた取組」について、どのような内容を記載すればよいか	4
Q8.「生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組」について、どのような内容を記載すればよいか.....	5
Q9.「地域活性化や賑わいあるかわまちづくりに資する定量的目標」について、どのような内容を記載すればよいか	5
Q10.「多自然川づくりに関する事項」について、どのような内容を記載すればよいか.....	5
Q11.維持管理事例の記載事例を知りたい.....	6
Q12.「かわまちづくり計画」でのソフト・ハード整備の事例を知りたい.....	6

4. 申請・登録

Q13.「かわまちづくり計画」の申請方法や申請に必要な書類が知りたい	6
Q14.「かわまちづくり計画」の審査基準が知りたい	6
Q15.「かわまちづくり計画」の申請から登録までの期間を知りたい.....	6

5. 変更

- Q16.「かわまちづくり計画」の変更のタイミングを知りたい..... 6
- Q17.「かわまちづくり計画」を新たに作成する場合、既存計画は廃止して「新規計画」とすべきか、それとも「変更計画」とすべきか..... 7
- Q18.「かわまちづくり」支援制度を活用して、既存施設の再整備を行うことは可能か 7

6. 補助金・交付金について

- Q19.「かわまちづくり計画」を進めるにあたり、支援を受けられる補助金等はあるか 7
- Q20.かわまちづくりの実施にあたり、採択実績の多い補助金はあるか 7

7. 河川空間のオープン化について

- Q21.「河川空間のオープン化」は、「かわまちづくり」支援制度を活用していない河川敷でも、一定の条件を満たせば実施できるのか 8
- Q22.「都市・地域再生等利用区域において、当初の占有者から別の団体へ占有主体が変更される場合、どのような手続きが求められるか続きが求められるか..... 8

1. 「かわまちづくり」支援制度の概要

Q1 「かわまちづくり」支援制度では、どのような支援を受けられるのか

地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。支援制度に登録された計画に基づき、河川管理者によるソフト施策・ハード施策の支援を受けることができます。

■河川管理者による支援内容

<ソフト対策>

- ・推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施。
- ・全国の良好な整備事例やその後の活用事例を紹介。
- ・都市・地域再生等利用区域の指定等を支援。(準則 22 条)

<ハード対策>

- ・まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後概ね5カ年で積極的に推進。

Q2 「かわまちづくり」支援制度を受けるための要件は何か

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとしてします。

- 1.歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 2.都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 3.中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
- 4.推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件)

Q3 「かわまちづくり」支援制度の活用によってどのような効果が期待できるか

「かわまちづくり」は、市町村や民間事業者及び地域住民と河川管理者といった多様な主体が連携するため、その取組を進める過程で、地域の様々な課題解決につながるなど、多くのメリットがあります。

- ・「かわ」と「まち」の新たな可能性(地域資源)の発見・発掘につながる
- ・関係主体のネットワーク形成につながる
- ・地域の将来像の共有につながる
- ・資金の確保につながる
- ・地域の課題解決につながる
- ・地域のシビックプライドの醸成につながる

Q4

河川管理者が異なる河川区間においても、かわまちづくりの取組は可能なのか

可能です。河川管理者が異なる区間にまたがる場合でも、関係機関が連携・調整を図ることで実施することができます。

2. 計画作成の手順

Q5

かわまちづくりを進める際に何から始めたらよいか

企画構想の段階では、取り組む基となる「地域の魅力」、「仲間」、「アイデア」を探します。

「知らなかった地域の魅力の発見」、「新しい仲間との出会い」、「自由な夢やアイデアの発想」など、「かわまちづくり」に取り組む中でも、特に楽しい段階であるとともに、「かわまちづくり」のテーマや方向性が決まる非常に重要な段階でもあります。

<地域の魅力探し>

- ・既存資料の確認
- ・現地を歩く

<仲間探し>

- ・無関心層や潜在的関心層に対しては、川や水辺を訪れたり、水辺について考えたり、自分と同じような興味を持つ人たちの存在に気づいたりする「きっかけ」をつくるのが有効です。

例:「ミズベリング〇〇会議」、「水辺で乾杯」

<アイデア探し>

- ・ワークショップ
- ・既存事例

Q6

協議会の立ち上げメンバーの構成や役割分担が知りたい

協議会は「かわまちづくり計画」を策定するにあたり地域の合意形成の役割を担います。そのため、当該地域の意見を代表する主体(例えば、地域住民や商店街などの代表者)の参画が重要になります。また、専門的知見を有している学識経験者や有識者をメンバーとすることも有効です。

それ以外のメンバーとしては、例えば、観光目的であれば観光協会、民間事業者との連携を想定していれば商工関係、自然豊かな環境の場合は環境活動を実施している市民団体など、各地域のかわまちづくりの目的や地域の状況に応じた関係主体で構成することに留意してください。

こうした多様な主体の参画事例については、[かわまちづくり計画策定の手引き](#)や国土交通省の「[かわまちづくり](#)」ウェブサイト([かわまち大賞\(先進事例紹介\)](#))、[かわまちづくり計画事例集](#)においても紹介されていますので、協議会の構成を検討する際の参考資料としてご活用ください。

3. 計画作成の内容

Q7

「安全な河川利用に向けた取組」について、どのような内容を記載すればよいか

安全な河川利用に向けた措置(転落防止柵など)や安全面での指導及び安全確保を行う体制等について、具体的に「誰が(河川管理者、自治体、どのような体制で)」、「何をするのか(講習会)」、また、講習する者の立場や安全教育の実績(具体的な資格名)を

記載してください。なお、河川空間の利活用方法に沿った内容となっていることに留意してください。

例えば、水辺や水面を活用しないサイクリングをメインとする「かわまちづくり計画」であれば、RAC 等の水辺の安全教育ではなく、転落防止柵や整備するサイクリング施設での安全対策に関する記載をしてください。

Q8 「生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組」について、どのような内容を記載すればよいか

かわまちづくりにおいて、こどもが安全に自然環境に触れられるように、生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組を河川管理施設の整備や河道整備と一体で実施できるようになりました。

各かわまちづくりの基本方針に基づき、河川管理者が行う河道整備などとあわせて、生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に資する取組(自然再生)の実施がある場合、その内容について記載してください。また、環境学習等の実施や工事全般における生物の生息・生育・繁殖の保全への配慮事項について記載してください。

<例>

- ・親水護岸の整備にあたっては、生物の生息・生育・繁殖の場となる、ワンドの創出を行い、身近に河川の環境学習を行える空間として利用促進を図る。
 - ・環境学習等の実施により、生物の生息・生育・繁殖の場の保全に資する。また、整備にあたっては、(重要種や対象種等がいる場合はその名称記載の)生物の生息・生育・環境の場の保全に配慮し工事を実施する。
- ※また、自然再生を実施しない場合であっても、整備対象区域において保全が求められる生物が確認されている場合には、かわまちづくりに際し、その生息・生育・繁殖の保全に関する配慮事項を記載してください。

Q9 「地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標」について、どのような内容を記載すればよいか

「定量的目標」は、地域活性化や賑わいの創出に向けた取組の成果を客観的に把握・評価するために設定する数値目標です。

かわまちづくりの将来的な「目標」に向けて、「どのような取組」を行い、その結果「どのような効果」が得られそうかについて、地域の皆さんと話し合いながら指標と目標値を設定してください。

【定量的目標の例】

- ・年間来訪者数を〇〇人に増加させる(例:観光客誘致による地域経済の活性化)
- ・年〇回の地域イベントを実施する(例:地域内外の交流促進)
- ・利用者アンケートにおける満足度を80%以上とする(例:サービスの質向上) など

Q10 「多自然川づくりに関する事項」について、どのような内容を記載すればよいか

河川管理者が行う河川工事は、かわまちづくりの場合も含めて、基本的には全て多自然川づくりの対象となります。当該箇所が多自然川づくりの内容については、河川管理者に確認のうえ、記載してください。なお、多自然川づくりの詳細については「多自然川づくり基本指針」をご参照ください。

<記載例>

- ・護岸の整備にあたっては、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分踏まえた上で、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を図る適切な工法とする。

Q11 維持管理計画書の記載事例を知りたい

「誰が(河川管理者、自治体、どのような体制で)」、「何をするのか」など、実施体制や方法がわかるように記載してください。

<記載例>

- ・維持管理は、推進主体と河川管理者が行います。推進主体(自治体、NPO等)は〇〇を実施し、河川管理者は〇〇を実施します。また、〇〇施設の日常管理については、〇〇(施設管理を委託された民間企業等)が実施します。

Q12 「かわまちづくり計画」におけるソフト・ハード両面の整備事例について知りたい

国土交通省のかわまちづくりウェブサイト(かわまち大賞(先進事例紹介))やかわまちづくり計画事例集に掲載されている各地の事例をご確認ください。

4. 申請・登録

Q13 「かわまちづくり計画」の申請方法や申請に必要な書類を知りたい

例年実施する「かわまちづくり計画」登録募集の期間中に、所管する各地方整備局を通じて申請することになります。申請に必要な書類は「かわまちづくり計画」に関する所定様式となり、様式のデータ等については、所管の各地方整備局へ問い合わせください。

Q14 「かわまちづくり計画」の審査基準を知りたい

「かわまちづくり計画」の実現可能性・継続性の高さが審査基準となります。具体には、「定量的目標」「地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果」「関係主体の実現に向けた熱意の高さ」「役割分担と実施体制の確保」等が明確に示されていることが必要となります。

Q15 「かわまちづくり計画」の申請から登録までの期間を知りたい

例年4月～6月が、かわまちづくり計画の募集期間となっており、その後審査を経て、8月頃に「かわまちづくり」支援制度に登録されます。

なお、登録に向けた支援や相談は、随時行っていますので、最寄りの河川管理者または相談窓口「かわよろず」にご相談下さい。かわまちづくり計画書策定の手引き(P17)に、スケジュールが記載されております。

5. 変更

Q16 「かわまちづくり計画」の変更のタイミングを知りたい

「かわまちづくり計画」の変更の概ねの目安としては、

- ①「河川管理者によるハード施策の内容や期間に大きな変更が生じた場合
- ②「かわまちづくり計画」の登録要件に係る河川の利活用について見直しがあった場合

③申請者において予算制度の活用などにより、計画変更しなければならない場合が挙げられます。

推進主体と河川管理者は、「かわまちづくり計画」について少なくとも5年以内に登録内容及び取組み状況を共同で検証することになっているため、フォローアップを行いながら必要に応じて変更を実施してください。

Q17

「かわまちづくり計画」を新たに作成する場合、既存計画は廃止して「新規計画」とすべきか、それとも「変更計画」とすべきか

内容に継続性が認められる場合は、「変更計画」としての対応が可能です。一方で、区域の大幅な変更や計画方針の転換がある場合は、「新規計画」としてください。いずれの場合も、判断にあたっては河川管理者と協議してください。

Q18

「かわまちづくり」支援制度を活用して、既存施設の再整備を行うことは可能か

可能です。既存の河川施設であっても、親水性や安全性の向上、多自然川づくり、利活用の促進など、地域の将来像に沿った機能の追加を目的とする改修であれば、支援制度や交付金の対象となる可能性があります。ただし、既存施設の改修が補助事業における財産処分に該当する場合もあるため、具体的な内容については、河川管理者や関係機関とご相談ください。

6. 財源について

Q19

「かわまちづくり計画」を進めるにあたり、支援を受けられる補助金等はあるか

かわまちづくりを持続的に推進していくためには、関係する各主体が安定的に資金を確保することが必要です。

国による支援策としては、以下のような補助金や助成制度があります。

<国による市町村向けの支援策の例>

- ・社会資本整備総合交付金
- ・官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)
- ・地域未来交付金(旧:新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金))
- ・農山村地域整備交付金
- ・都市構造再編集中支援事業

その他、都道府県からの財源、民間団体からの財源(PFI、CSR、ネーミングライツ)、支援者(個人・団体)からの財源(クラウドファンディング)を得た事例があります。

Q20

かわまちづくりの実施にあたり、採択実績の多い補助金はあるか

河川管理者が行う河川管理施設の整備に対しての社会資本整備総合交付金(統合河川環境整備事業)のほか、地方自治体等に対しては、同じ社会資本整備総合交付金のうち、「都市再生整備計画事業」、「都市公園・緑地等事業」の事例や「官民連携基盤整備推進調査費」、「地域未来交付金(旧第2世代交付金)」などの関連制度を活用した事例を確認しています。

ただし、これらの交付金等の適用可否については、事業内容や地域の方針が、それぞれの制度の目的や要件と整合しているかどうかによって判断されるため、一律に「支給されやすい」とは限りません。

7. 河川空間のオープン化について

Q21

「河川空間のオープン化」は、「かわまちづくり」支援制度を活用していない河川敷でも、一定の条件を満たせば実施できるのか

可能です。「かわまちづくり」支援制度の活用の有無にかかわらず、一定の条件(地域の合意が得られていること、治水・利水機能に支障がないこと等)を満たしていれば、既存の河川敷においても「河川空間のオープン化」を実施することができます。

詳細については所管の河川管理者にご相談ください。

Q22

都市・地域再生等利用区域において、当初の占有者から別の団体へ占有主体が変更される場合、どのような手続きが求められるか

占有主体が変更となる場合は、「都市・地域再生等利用区域」の変更手続きが必要です。

詳細については所管の河川管理者にご相談ください